

北海道エルピーガス協会胆振支部苫小牧分会 緊急災害時応急対策要領

1. 目的

この要領は、苫小牧市における自然災害、大規模事故、テロ等による広範囲にわたるエルピーガスの供給支障・応急対策に関する整備を図り、緊急災害時における出動基準・協力体制等を定めるものである。

2. 適用

(1) 緊急災害時の定義

この要領を適用する緊急災害時とは、地震・洪水等の自然災害及び大規模な事故、テロ行為等により発生した広範囲にわたる災害について適用する。

(2) 緊急災害時発生時に会員が取るべき措置

会員が緊急災害時に取るべき措置等については、会員事業者の自主規定による他、この要領に定めるものとする。

3. 防災体制

① 苫小牧プロパンガス事業協同組合事務局に当分会の本部を置く。

② 応急対策体制は分会長が発動・統括する。

③ 応急対策体制は別に定める組織図による。

④ 指揮系統は下記によるものとする。

分会長 → 事務局 → 会員 → 会員業務主任者 → 会員職員

⑤ 社団法人北海道エルピーガス協会の「災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定」に基づき、苫小牧市から要請があった場合は物資を供給する。

4. 会員の業務

① 会員自社の連絡・防災体制の整備

② 供給顧客に対する対応

② 緊急災害発生時における被害・復旧業況の把握

③ 会員自社の資材等の整備

④ その他必要な事項

5. 緊急災害発生時等の連絡

① 緊急災害発生時等の発生時には当分会が関係行政機関との連絡を取り、対応を協議する。

② 会員は必要に応じ、被害状況、復旧状況を本部に報告する。

6. 協力体制

① 本部は会員に対し、情報提供・広報等に協力する。

② 会員は本部に対し、情報提供・実態調査等に協力する。

③ 災害時の復旧に対して会員は、事業所・販売系列の枠を越えて協力する。

7. 労災補償

緊急災害時応急措置に伴う、会員職員の活動に伴う死傷は、その者が所属する事業者の労働者災害補償保険によるものとする。このため会員事業者は「業務命令」により下命する事とする。

附則

この要領は、平成 20年 10月 1日より実施する。

※ 平成23年4月1日 (社)北海道エルピーガス協会と苫小牧市が協定を締結した為、変更